契約の締結.

公安委公告

労委公告

山口県労働委員会のあっせん員候補者

山

県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)の換地処分(農村整備課)......

視することができること。

格、服装その他の状況を目視により、又は映像機器、鏡その他の装置を用いて監

図書類の販売又は貸付けに従事する者が当該部分に立ち入つた者の人相、

体

客が当該部分の外からその内部を容易に見通すことができないこと。

不在者投票のできる老人ホームの指定.

口

山口県労働委員会の委員の任命 (労働政策課).....

目

次

#### 平成 19 年 1月30日 (火曜日)

平成十九年一月三十日

山口県知事

= 井 関 成

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業計画変更の協議に係る決定 (農村整備課)..... 柳井南町土地区画整理事業の施行者の変動(都市計画課)...... 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正...... 土地改良事業施行協議に係る決定 ( 農村整備課 ) ...... 土地収用法の規定に基づく事業の認定 ( 監理課 ) ........ 六六五五四 七 七 六 六 兀 第三条の二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、条例第六条の二第一項の規定に 山口県規則第六号 ように改正する。 (有害図書類の陳列方法) 第三条の次に次の一条を加える。 より有害図書類を置くときは、次のいずれかの方法によらなければならない。 山口県青少年健全育成条例施行規則 (昭和三十三年山口県規則第一号) の一部を次の 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

部分に仕切り、そのうちの一の部分で次に掲げる要件を備えているものに置くこ

図書類を置く場所を壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもので二以上の

二 包装等 (図書 (雑誌その他の刊行物を含む。) を包装し、又はこれに封を施し 置く棚をその後面が有害図書類以外の図書類を置く棚の後面に向くように設けると 書類を置くことができる面の数が一である棚に図書類を置く場合で、有害図書類を 書類を置く棚から六十センチメートル以上離して設けた棚に置くこと。ただし、 いようにすることをいう。以下この条において同じ。) をし、有害図書類以外の図 て、その包装を破棄し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができな きは、これらの棚の間の距離は、六十センチメートル以上であることを要しない。 いる旨の掲示をしていること。 当該部分の入口に青少年の立入りを禁止する旨及び当該部分の内部を監視して

三 包装等をして棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に図書類の

手前に十センチメートル以上張り出すように仕切りの板(透明又は半透明のものを

除く。)を設けること。

見えるようにして置くこと。 包装等をし、床面からの高さが百五十センチメートル以上の位置に背表紙のみが

五 包装等をし、図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置されている場所か らの距離が五メートル以内であり、かつ、当該者が目視により監視することができ る場所に置くこと。

六 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置され、かつ、壁、 まれた場所の上方又は内部に、客が直接触れることができない状態にして置くこ 棚、台等で囲

附

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

## 山口県告示第三十五号

区の設立を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定により、土地改良

平成十九年一月三十日

山口県知事

=

井

関

成

認 可 年月日

平成一九、

\_ \_ \_

## 山口県告示第三十六号

萩市三見土地改良区

土地改良区の名称

市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、

平成十九年一月三十日

宇部市

上花香大堤地区 施行地区

ため池の整備

市町名

事業の種類

山口県知事 井 関 成

平成一九 同 意 年 月 \_ \_ \_ 日

#### 山口県告示第三十七号

示 (平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。 漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告

平成十九年一月三十日

山口県知事 \_ 井 関

成

表中

和

木三丁目地

П

号に掲げる施設に関するものである。 中開防災緑地広場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十二

法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である和木町は、 一般会計により予算措置を講じていることか

- 本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
- 法第二十条第三号関係

を整備することにより、 起因する爆発その他の災害に際し地域住民が一時的に避難することのできる広場 本件事業の施行により得られる利益は、石油を貯蔵し、又は取り扱う事業所に 地域住民の安全を確保することである。

- 別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境 に与える影響は軽微なものであると考えられる。 かし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特 設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。し 本件事業の施行により失われる利益は、 本件事業に係る施設 (以下「本件施
- を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。 本件事業の起業地は、災害の発生時に安全に出入りをすることができること等
- ると認められる。 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ
- するものであると認められる。 以上のことから、本件事業の事業計画は、 土地の適正かつ合理的な利用に寄与
- (四) 法第二十条第四号関係

山

地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。 際し地域住民の安全を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、 本件事業は、石油を貯蔵し、又は取り扱う事業所に起因する爆発その他の災害に 土

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

木町役場

#### 山口県告示第三十九号

区画整理事業の施行者について、次のとおり変動があった旨の届出があった。 南町土地区画整理事業施行者山口県信用農業協同組合連合会ほか二人から柳井南町土地 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第七項の規定により、 柳井

平成十九年一月三十日

山口県知事 = 井 関

成

土地区画整理事業の名称

柳井南町土地区画整理事業

事務所の所在地

柳井市中央三丁目一六番一

Ξ 施行認可の年月日

新たに施行者となった者の氏名又は名称及び住所 平成十八年七月十一日

四

氏 名又は 名

株式会社アルパ・コー ポレイション 広島市西区南観音町二|番三〇-二〇|号



(四七) 山口県労働委員会の委員の任命

平成十九年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。 労働組合法 ( 昭和二十四年法律第百七十四号 ) 第十九条の十二第三項の規定により、

平成十九年一月三十日

X 分 氏 名

職

山口県知事

井 関

成

使用者委員

大谷

憲史

平野 松浦 忠昭 秀子

長日新運輸工業株式会社代表取締役社

宇部興産株式会社顧問

副本部長東洋鋼鈑株式会社執行役員管理本部

宇部鉄工業協同組合理事長

11 11

出 出 直之

郁夫

労働者委員

11

"

山口県経営者協会専務理事

マツダ労働組合副執行委員長

合会山口地方連絡会議長日本化学エネルギー 産業労働組合連

労働組合同盟山口県支部長全国繊維化学食品流通サービス一般

"

鈴木

博文

兀

換地処分の内容 平成十九年一月十日

県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)換地計画書に記載された換地計画のとお

IJ

## 

## 山口県選挙管理委員会告示第八号

投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者

平成十九年一月三十日

山口県選挙管理委員会委員長

称 所

関

成

下関市豊浦町大字厚母郷四四二

苑 特別養護老人ホーム豊寿

地

指 定 年

褔

田

隆

司

平 成 九 月 \_ \_ \_ 日

# 山口県選挙管理委員会告示第九号

告示第八十八号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示 (平成十年山口県選挙管理委員会

平成十九年一月三十日

関

成

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

男

第 1824 号

山田

松浦

出

直之

山口県経営者協会専務理事山口県労働委員会使用者委員

宇部鉄工業協同組合理事長山口県労働委員会使用者委員

日新運輸工業株式会社代表取締役社長山口県労働委員会使用者委員

正人

前山口県労働委員会労働者委員

平 野

忠昭

宇部興産株式会社顧問山口県労働委員会使用者委員